

公述意見の要旨と市の考え方

●公述人 1

公述の要旨	市の考え方
<p>横浜市内の緑が、年々、減少しているので、都市緑地法に基づいて、緑化地域を指定することに、基本的には賛成だ。</p> <p>都市の緑地を確保するための今回の緑化地域制度は、地球環境の温暖化の異常な進行と大都市圏への人口集中の時代背景の中で、まさに時宜を得た政策だと思う。</p> <p>しかし、緑化地域の市素案では、指定が市街化区域内の住居系用途地域に限られているため、商業系、工業系用途地域も対象にした方がよいと思う。</p>	<p>市街化区域内の山林や農地は、約9割が住居系用途地域内に分布しており、この住居系用途地域において特に緑の減少が進んでいる現状を踏まえ、市民生活に身近な場所にある緑の確保及び創出を図り良好な住環境を形成するため、今回は、住居系用途地域全域に緑化地域を定めたいと考えています。</p> <p>なお、本市では、「緑の環境をつくり育てる条例」により横浜市全域を対象に緑化協議を行っており、この協議については、商業系、工業系用途地域も対象とし、緑化の推進を図っています。</p>
<p>都市緑地法第35条第8項により、商業系地域で防火地域内の耐火建築物が適用除外となっているが、都市緑地法の目的に規定されている「都市における緑地の保全及び緑化の推進」に違反したおかしな条項だと思う。都市計画法との調整ミスだと思う。</p> <p>都市では、ヒートアイランド現象が発生し、緑の環境破壊が進み、超高層ビルが乱立してコンクリートジャングル化していることを考察すれば、東京都や他の大都市と連携して、都市緑地法第35条第8項の改正を国に要求した方がよいと思う。</p>	<p>都市緑地法に規定する緑化地域について、都心部など防火地域を指定している地域においても規制が有効となるよう、他の政令指定都市等と連携し、国に対して法改正の要望を行っています。</p>
<p>現行の「緑の環境をつくり育てる条例」による協議制度だけでは不十分だと思う。これまで、協議制度で実施してきた、「住居系の500㎡から1,000㎡未満は5%」の緑化を、一律の10%にする事は緑化の推進になると思う。</p> <p>「緑の環境をつくり育てる条例」では罰則が無いので、どれだけの緑化の成果をあげてきたのか判らないし、業績の公表もされていないと思う。</p> <p>緑化地域の条例には、罰則を制定した方が効果が上がると思う。</p>	<p>緑化地域制度の導入により、住居系用途地域の緑化は一層推進されるものと考えております。</p> <p>緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化協議の実績として、平成18年度については、協議完了件数338件、敷地面積6,151,300㎡のうち緑化面積577,192㎡（約9.4%）となっています。</p> <p>なお、詳しくは、横浜市環境創造局のインターネットホームページ（平成19年度環境創造局事業概要Ⅲ資料集4緑化の推進）において、建築物の緑化協議として公表しています。 （http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/data/book/summary/images/13_3-2~4.pdf）</p> <p>また、緑化地域制度では、都市緑地法により違反是正や立入検査等に応じない場合の罰則規定が定められておりますので、効果が期待できます。</p>
<p>横浜市の今後の課題は、市街化調整区域内の貴重な緑をどのようにして保全するのかわかると思う。</p> <p>150万本植樹運動や緑化地域制度の創設は何のために行なっているのか。</p> <p>市街化調整区域内の貴重な緑地をどんどんなくして、住居系の緑地の保全を義務化すると、整合性のない矛盾した政策が行われないように願っている。</p>	<p>横浜市では、水と緑を一体的にとらえた総合的な計画として、平成18年に「横浜市水と緑の基本計画」を策定しました。この基本計画において、緑の総量の維持・向上を図るためのリーディングプロジェクトとして「横浜みどりアップ計画」を定め、市街化調整区域を含む市域全域について「樹林地を守る」・「農地を守る」・「緑をつくる」の3つの分野の事業を推進しています。</p> <p>150万本植樹行動や緑化地域制度は、緑をつくる事業の一つですが、併せて特別緑地保全地区の指定など緑地を守る事業を推進し、緑地の保全、創造を図っていきたくと考えています。</p>

<p>緑化地域内における建築物の緑化率に関する制限の適用対象を、住居系用途地域の 500 ㎡以上の敷地とすることは賛成だ。</p> <p>課題は、開発事業者が 500 ㎡以上の土地を数年間に分けて、500 ㎡未満のミニ開発をした場合の規制対策だと思う。</p> <p>「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発等に関する条例」でも、規制がなされていない。単なる開発基準、行政指導では実効性が少ないと思う。</p> <p>事業者による「500 ㎡未満のミニ開発敷地」には、10%又は 5%とすることも今後の条例改正の課題とした方が良い。</p>	<p>緑化地域内における建築物の緑化率に関する制限の適用対象となる敷地規模について、都市緑地法では原則 1,000 ㎡以上とされていますが、必要に応じて、市町村が条例により 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満の範囲で定めることができるため、本市では、これまで敷地面積 500 ㎡以上を対象に緑化協議を行ってきた実績を踏まえ、500 ㎡以上の敷地を対象としたいと考えています。</p> <p>500 ㎡未満の敷地に建築物を建築する場合、今回定める緑化地域による建築物の緑化率に関する制限は適用されませんが、緑化地域に限らず様々な制度を活用しながら緑化の推進を図っていきたいと考えています。</p>
<p>「横浜市開発事業の調整等に関する条例」では、商業地域又は近隣商業地域の開発区域面積 1,000 ㎡以上でも 5%以上の緑化等を行なう空地を確保することとされているが、大規模開発では、5%では少ないと思う。</p> <p>コンクリートジャングルの大都市を目指すのではなく、ビルの谷間には、グリーンベルトがあり、ビルの屋上に、緑がある都市を目指した方が良くと思うので、横浜市も東京都のように条例で「屋上緑化」を義務付け、少しでも緑被率を高める必要があると思う。</p>	<p>「横浜市開発事業の調整等に関する条例」の適用対象となる開発事業における商業地域又は近隣商業地域の緑化率については、良好な都市環境の形成を図るために、用途地域の考え方や都市計画で定められた建ぺい率等の規制を踏まえ、必要最低限の基準を定めているものです。</p> <p>また、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく緑化協議や「横浜市市街地環境設計制度」の許可における緑化の基準では、屋上や壁面の緑化など、多様な手法による緑化を算定対象とすることにより、より多くの緑化をしていただくよう誘導しています。</p> <p>このため、本市では、屋上に特定した緑化の義務付けは行っていません。</p>